

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和5年4月27日付けで行った、「管理票（県一連番号〇〇－〇〇）」ほか4件（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年4月18日付けで実施機関に対し、「2023年2月以降の管理票に記載された私の個人情報」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、令和5年4月27日付けで本件開示請求について、文情第1050号により本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和5年6月3日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和5年10月11日付けで、諮問庁から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和5年11月24日に諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、改めて詳細開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書

本件処分のうち、「管理票（県一連番号〇〇－〇〇）」の一連の流れの書類、開示内容に対し、重要部分が黒ぬり白ベタにより内容が隠され、〇〇〇〇警察署生活安全相談係内記録及び発言内容の明確さが損なわれる事により、問題解決に至らないため

イ 反論書

(ア) 警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員を除く。以下「警察職員の氏名」という。）に係る不開示について

本件開示請求は一警察官の個人情報や家庭内の情報を知ろうとする意図はなく、業務対応上、警察官の述べた発言と記録により審査請求人の意図する〇〇職員の失言、暴言に対する示談、和解に導くためのものであるから、解釈の誤認に対し意見する。

(イ) 処分庁の不開示の理由について

そもそも〇〇〇〇警察署生活安全課の地方自治体に対する聴取(電話)により、審査請求人に口頭で開示されているものであり、その後自治体側の不適切発言が有り、暴言、隠蔽にあたるので、根拠を明らかにし、円滑な和解、解決、信頼の修復を導くものであり、処分庁の認識と真逆であるため、ここに反論する。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 実施機関の意見

審査請求人は本件審査請求書において、「管理票（県一連番号〇〇－〇〇）」を挙げ「詳細開示を求める」としていることから、本件処分において特定した本件対象保有個人情報のうち「管理票（県一連番号〇〇－〇〇）」について本件処分の取消しを求め

て審査請求をしているものとして、意見を述べる。

(2) 不開示理由について

ア 警察職員の氏名

開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、法律第78条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第2号（以下「法律第78条第1項第2号」という。）及び第5号（以下「法律第78条第1項第5号」という。）に該当する。

イ 他の公共機関との連携に支障を及ぼすおそれのある情報

警察と他の公共機関との間で任意に交換された情報であって、開示することにより、今後当該公共機関と率直な意見交換をすることが困難となり、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法律第78条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第7号柱書き（以下「法律第78条第1項第7号柱書き」という。）に該当する。

(3) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、令和5年1月17日に審査請求人の申し出により作成された管理票であり、作成日から複数回追記されているものであるが、その中には審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」に該当しない情報が含まれている。

そのため、本件対象保有個人情報のうち審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」のみを本件開示請求の対象としたものである。

なお、本件開示請求の対象から除外した情報のうち、本件開示請求の対象となる情報と同じ頁に記載されており、頁ごと除外できないものを、不開示情報である黒塗りと区別して白抜きとしたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、2023年2月以降に記録された審査請求人の苦情・相談等に係る管理票5件である。そのうち、争点となっているのは、「管理票（県一連番

号〇〇-〇〇)」である。

埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）によれば、県民等から苦情・警察安全相談等があった場合に、その内容を警察情報管理システムに入力し管理票を作成する旨が規定されている。

管理票は、苦情・警察安全相談等の申出の受理情報が記載された部分と、その後の処理状況が記載された部分が別様で構成されている。受理情報が記載された部分には、決裁欄のほかに、受理した警察職員の所属、階級、氏名や申出内容とともに申出人及び関係者の住所、職業、氏名等の情報が記載され、処理状況が記載された部分には、決裁欄のほかに、処理した警察職員の所属、階級、氏名や、処理内容として申出人や関係者から聴取した情報などとともに処理結果などが記載される。

実施機関は、警察職員の氏名については法律第78条第1項第2号及び第5号、他の公共機関との連携に支障を及ぼすおそれのある情報については法律第78条第1項第7号柱書きに該当すると主張し、本件処分を行った。これに対し審査請求人は、本件処分を取消し、改めての詳細開示を求めている。そこで、本件処分における不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 警察職員の氏名について

法律第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報には、警察職員の氏名が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法律第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する事情も認められない。

なお、当該不開示情報については、上記のとおり法律第78条第1項第2号に該当するため、実施機関が主張する法律第78条第1項第5号該当性については判断するまでもない。

イ 他の公共機関との連携に支障を及ぼすおそれのある情報について

法律第78条第1項第7号柱書きは、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報は、警察が他の公共機関職員から聴取した情報であつて、開示されると、他の公共機関と警察との信頼関係が崩れ、他の公共機関からの協力が得られにくくなるなど、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示情報は、法律第78条第1項第7号柱書きに該当する。

(3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 10 月 11 日	諮問（諮問第180号）を受け、弁明書及び反論書の写し

	を受理
令和 5 年 1 1 月 2 4 日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和 6 年 1 月 1 5 日	答申